

○ディスカバリーパーク焼津条例施行規則

平成30年3月30日規則第15号

ディスカバリーパーク焼津条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ディスカバリーパーク焼津条例（平成9年焼津市条例第34号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 天文科学館のプラネタリウム及び展示館の観覧並びに観覧料の徴収及び減免並びに温水プールの使用、利用料金の徴収及び減免並びに特別の設備の許可の手続その他ディスカバリーパーク焼津の利用の手続並びにその必要な様式は、指定管理者が市長と協議して定めるところによる。

(規則で定める障害者)

第3条 条例第8条の2第2号及び第3号並びに条例第10条第4号及び第5号に規定する規則で定める障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(規則で定める障害者団体)

第4条 条例第10条第4号に規定する規則で定める障害者団体は、その構成員の過半数が障害者（前条に規定する障害者をいう。以下この条において同じ。）又は障害者を扶養する者であって、その事業が障害者の福祉の増進に資するものとして、市長が認定した団体とする。

(証明書等の確認)

第5条 指定管理者は、第2条の手続に関し、ディスカバリーパーク焼津を利用する者の年齢、障害の有無等を確認するため、その者の身体障害者手帳その他の証書等の提示又はその写しの提出を求めることができる。

(遵守事項)

第6条 ディスカバリーパーク焼津を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに広告類を提示し、又は配布しないこと。
- (5) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理上不適当な行為をしないこと。

第7条 専用使用により温水プールを使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、施設の定員を超えないこと。
- (2) 温水プール内外の秩序を保つため必要な整理員を置くこと。
- (3) 指定管理者の許可又は承認を受けずに壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示する管理上必要な事項

(名誉館長)

第8条 天文科学館には、名誉館長を置くことができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に廃止前のディスカバリーパーク焼津条例施行規則（平成 9 年焼津市教育委員会規則第 1 号）によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。